

新得町協働事業提案制度実施要領

1 制度の趣旨

本制度は、多様化・細分化する住民ニーズに対応するため、民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と行政が有する資源（情報、人脈、地域資源等）を活用し、従来の領域を広げ新たな行政サービスの開拓に繋げる。また、企業の社会的責任に対する気運の高まりから、地域貢献活動に取り組む企業も増えており、町が推進する協働事業について公表することにより、効率的に民間企業等との協働事業を推進、実施するものである。

以下、協働事業提案制度の実施に関し、提案者が行う事務手続き等に必要な事項を定める。

2 民間企業等からの提案募集

(1) 応募対象

本事業では、対象を企業・学校法人・NPO・各種団体・個人とし、次の各号のいずれかの事項に該当するものの提案は受理しない。

- ①法令等に違反する行為を行うもの又はおそれのあるもの
- ②公序良俗に反する行為を行うもの又はおそれのあるもの
- ③政治活動を助長するおそれのあるもの
- ④宗教活動を助長するおそれのあるもの
- ⑤その他協働の対象とすることが適切でないと認められるもの

(2) 募集する提案の種別等

提案する民間企業等自らが事業の実施・協力主体となるものであって、以下のいずれかに該当するもの。

①特定の政策テーマに関する事業提案

町が民間企業等との協働を呼びかけている事業への参加登録等と具体的な活動内容についての提案

②協働に向けた協力・支援等に関する事業提案

民間企業等からの社会や地域への貢献を念頭に町行政に対する支援や協力等の内容を含んだ事業の企画提案

(3) 募集方法

別添「新得町協働事業政策提案シート」によりFAX等で受付

(4) 募集期間

提案募集及び提案受付期間は通年とする。

3 提案の事業化

民間企業等からの提案は、地域戦略係と関係課等で協議を行い、事業化が可能と判断されるもの、または事業化に向けての可否判断のために確認等が必要なものについて、提案企業等と具体的な協議を行う。

ただし、町の資産活用に関する提案や新たな財政措置を伴う提案の具体化については、公平性を確保するため、他企業等が参入可能となるよう公募の実施について検討するなど、所要の措置を講じることとする。

4 事業の流れ

以下フロー図のとおり

